

令和7年度第2回菊池市国民健康保険事業の運営 に関する協議会

日時：令和7年12月22日（月）19時00分から

場所：菊池市役所3階 305大会議室

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 諒問書提出

5. 議題

(1) 菊池市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額

について（諒問） 【資料①・資料②】

(2) その他

6. 閉会

～ 会議メモ ～

資料①

菊池市国民健康保険税について

令和7年12月22日

菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会

健康福祉部 保険年金課

国民健康保険税の算定について

	医療分 (基礎課税額)	支援金分 (後期高齢者支援金等課税額)	介護分 (介護納付金課税額)
所得割	9.0%	2.8%	2.3%
均等割	31,400円	8,800円	17,700円
平等割	28,000円	8,400円	—
R7課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円

国民健康保険税額 = 医療分 + 支援金分 + 介護分 (40~64歳の方のみ)

国民健康保険税の算定について

▶ 医療分（基礎課税額）

国民健康保険加入者の医療費の支払いに充てる財源。

▶ 支援金分（後期高齢者支援金等課税額）

後期高齢者医療制度を支援するための財源。

▶ 介護分（介護納付金課税額）

介護保険に充てる財源。40歳～64歳の方に課税。

国民健康保険税の算定について

▶ 所得割

国民健康保険加入者の前年の所得に対して課税。

▶ 均等割

国民健康保険加入者一人当たり一定額を課税。

▶ 平等割

一世帯当たり一定額を課税。

国民健康保険税の算定について

- ▶ ケース1：4人世帯（夫42歳(所得:193万円、妻42歳(所得:193万円)、子ども2人（15歳、12歳））
世帯の課税対象所得386万円、基礎控除（43万円×2人=86万円）後の所得300万円

【医療分】

所得割額：300万円×9.0% = 270,000円

均等割額：31,400円×4人 = 125,600円

平等割額：28,000円×1世帯 = 28,000円 小計 423,600円

【支援金分】

所得割額：300万円×2.8% = 84,000円

均等割額：8,800円×4人 = 35,200円

平等割額：8,400円×1世帯 = 8,400円 小計 127,600円

【介護分】

所得割額：300万円×2.3% = 69,000円

均等割額：17,700円×2人 = 35,400円 小計 104,400円

合計 655,600円

国民健康保険税の算定について

国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得が把握でき、その総所得金額等が表の基準に該当する場合は国民健康保険税の**均等割額**と**平等割額**が軽減される。

軽減割合	軽減基準
7割軽減	国保加入者（擬制世帯主※ ₁ 含む）と特定同一世帯所属者※ ₂ の所得の合計が 43万円 + 10万円 ×（給与所得者等※ ₃ の数 - 1）以下の世帯
5割軽減	国保加入者（擬制世帯主含む）と特定同一世帯所属者の所得の合計が 43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）+ <u>30.5万円</u> ×（国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数）以下の世帯
2割軽減	国保加入者（擬制世帯主含む）と特定同一世帯所属者の所得の合計が 43万円 + 10万円 ×（給与所得者等の数 - 1）+ <u>56万円</u> ×（国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数）以下の世帯

※ 1 擬制世帯主とは世帯主が国保に加入していない（協会けんぽ等）場合でも、その世帯に国保加入者がいれば、納税義務者は世帯主となる

※ 2 特定同一世帯所属者とは後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失された人で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する人

※ 3 給与所得者等とは一定額以上の給与所得者、公的年金等の支給を受けている人

国民健康保険税の算定について

軽減判定基準額の計算例

加入者数	給与所得者等の数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	0～1人	43万円以下	73.5万円以下	99万円以下
	2人	53万円以下	83.5万円以下	109万円以下
2人	0～1人	43万円以下	104万円以下	155万円以下
	2人	53万円以下	114万円以下	165万円以下
	3人	63万円以下	124万円以下	175万円以下
3人	0～1人	43万円以下	134.5万円以下	211万円以下
	2人	53万円以下	144.5万円以下	221万円以下
	3人	63万円以下	154.5万円以下	231万円以下
	4人	73万円以下	164.5万円以下	241万円以下

国民健康保険税の算定について

▶ ケース2：1人世帯（世帯主25歳）

世帯の課税対象所得40万円、基礎控除（43万円×1=43万円）後の所得0円

【軽減】

世帯の課税対象所得（軽減判定所得）が40万円<43万円のため、7割軽減世帯に該当

【医療分】

所得割額：0円×9.0% = 0円

7割軽減

均等割額：31,400円×1人 = 31,400円 ⇒ 9,420円

平等割額：28,000円×1世帯 = 28,000円 ⇒ 8,400円 小計 17,820円 ⇒ 17,800円

【支援金分】

所得割額：0円×2.8% = 0円

7割軽減

均等割額：8,800円×1人 = 8,800円 ⇒ 2,640円

平等割額：8,400円×1世帯 = 8,400円 ⇒ 2,520円 小計 5,160円 ⇒ 5,100円

【介護分】 40歳～64歳の被保険者がいないため賦課なし

合計 22,900円（100円未満切り捨て）

菊池市国民健康保険税における 子ども・子育て支援納付金課税額について

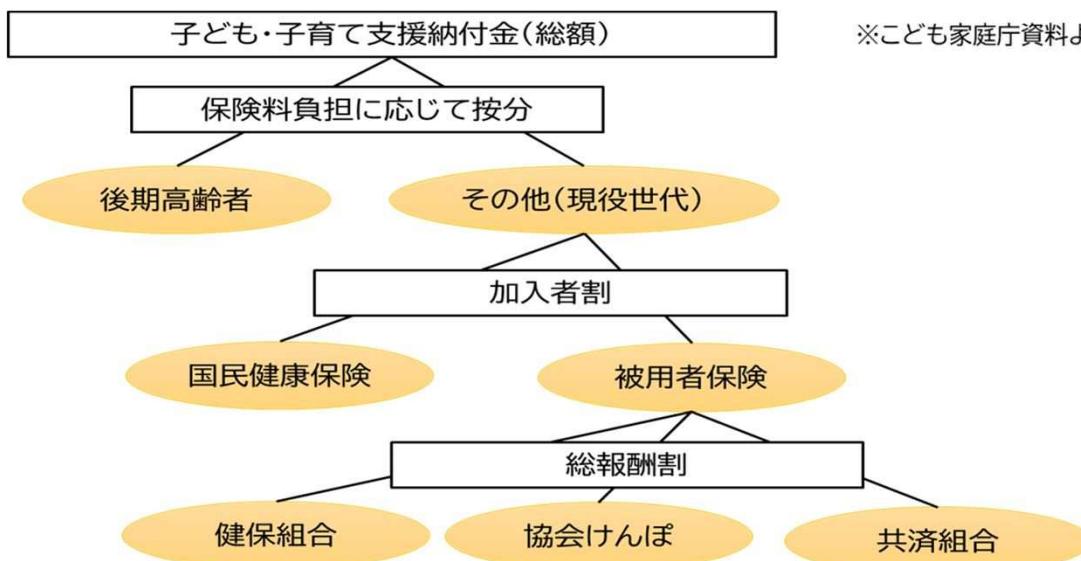
令和7年12月22日
菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会
健康福祉部 保険年金課

子ども・子育て支援金制度とは

- 少子化、人口減少が危機的な状況にある中、「子ども未来戦略」において、3.6兆円規模の**子ども・子育て政策の給付拡充を図る。**

【給付の例】

- 児童手当の抜本的拡充…所得制限の撤廃、18歳の年度末まで延長、第3子以降3万円
- 妊婦のための支援給付…妊娠・出産時の10万円の給付金
- 全世代・全経済主体から、医療保険料とあわせて**「子ども・子育て支援金」**を拠出。



※なぜ、医療保険料とあわせて払うのか？

・現行制度においても、後期高齢者支援金等、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれている。

・急速な少子化、人口減少に歯止めをかけることが、国民皆保険制度の持続可能性を高めることになる。

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額 (充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円+公費（※）の計1.3兆円程度

※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢医療制度 とそれ以外

後期高齢者
【8.3%】※R10見込み。
R8・9は8%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度

（現行制度に準じた
低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じ
て按分。

国保と被用者保険

2,500万人

国保
【23%】

3,000億円程度

（現行制度に準じた公費投入
及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に
応じて按分。

7,400万人

被用者保険
【68%】

総報酬により按分

被用者保険間

協会けんぽ
【30%】

3,900億円程度

健保組合
【28%】

3,700億円程度

共済
組合等
【10%】

1,300億円程度

（労使折半）

（共済組合（公務
員）の事業主負担
分は公費）

事業主が0.4兆円程度を拠出

子ども・子育て支援金に関する試算

・医療保険加入者一人当たり支援金額(平均月額)

※子ども家庭庁資料より

()内は被用者保険については被保険者一人当たりの金額、市町村国保については一世帯当たりの金額

	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円(450円)	400円(600円)	500円(800円)
協会けんぽ	250円(400円)	350円(550円)	450円(700円)
健保組合	300円(500円)	400円(700円)	500円(850円)
共済組合	350円(550円)	450円(750円)	600円(950円)
市町村国保	250円(350円)	300円(450円)	400円(600円)
後期高齢者医療	200円	250円	350円

※所得割、均等割を勘案して算定するため、同一金額を徴収するものではない。

※所得が基準以下の場合、均等割の軽減(7, 5, 2割軽減)及び課税限度額を設ける措置あり。

菊池市国民健康保険税算定方式について

【令和8年度以降算定方式のイメージ】

区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分 (40~64歳)	子ども・子育て 支援納付金分
所得割 (前年の所得に応じて)	9.0%	2.8%	2.3%	●%
均等割 (加入者一人当たり)	31,400円	8,800円	17,700円	●●円
平等割 (一世帯当たり)	28,000円	8,400円	—	—

国民健康保険税額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分 + **子ども・子育て支援納付金分**
(40~64歳)

※子ども・子育て支援金制度は少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもに係る均等割額の10割軽減し、対象となる子ども以外の被保険者で負担する。

【提案】令和8年度の子ども・子育て支援納付金課税額は、県が示す令和8年度の税率を参考に賦課する

■子ども・子育て支援納付金分の税率（R8県仮算定）

所得割：0.3% 均等割：1,500円

■モデル世帯の年間税額

	モデル世帯①	モデル世帯②	モデル世帯③	モデル世帯④	モデル世帯⑤
	世帯主65歳(所得43万円以下)、1人世帯、7割軽減該当	世帯主65歳(所得70万円)、1人世帯、5割軽減該当	世帯主70歳(所得100万円)・妻70歳、2人世帯、5割軽減該当	世帯主60歳(所得150万円)・妻60歳、2人世帯、2割軽減該当	世帯主42歳(所得300万円)・妻38歳(所得50万円)、小学生2人、4人世帯
参考	年間5万円未満の世帯の割合41%（参考値）	年間5万円以上10万円未満の世帯の割合16%（参考値）	年間10万円以上20万円未満の世帯の割合20%（参考値）	年間20万円以上30万円未満の世帯の割合10%（参考値）	年間30万円以上の世帯の割合13%（参考値）
R7税額	22,900円	70,100円	125,600円	272,500円	585,500円
子ども・子育て	+400円	+1,500円	+3,200円	+5,600円	+10,900円
1月当たり	+33.3円	+125円	+266.7円	+466.7円	+908.3円
1期当たり	+50円	+187.5円	+400円	+700円	+1,362.5円

■メリット・・・段階的に構築するという制度の趣旨に沿ったものである。

■デメリット・・・R8～R10まで毎年税率改定が必要であり、毎年負担が増えていく。

今後のスケジュール案

